

子育て支援政策の国際比較

日本・ドイツ・フランスを中心にして

福田亘孝

ふくだ・のぶたか

東北大大学院教育学研究科教授。博士（社会学）。専門は社会学、人口学。オックスフォード大学大学院博士課程修了。著書に『Marriage and Fertility Behaviour in Japan』（Springer、11016年）、『少子化時代の家族変容』（共編著、東京大学出版社、2011年）、「少子高齢時代の女性と家族」（共編著、慶應義塾大学出版会、2018年）など。

少子化と子育て支援

ヨーロッパや東アジアの先進国では少子化が進行している。二〇一四年の期間合計出生率（合計特殊出生率）を見てみると、日本では一・四二、ドイツでは一・四七であり、人口置換水準を大きく下回っている。¹⁾したがって、この傾向が続くなれば一国の人口は減少していく。人口減少に対する不安は新しいものではない。例えば、フランスでは既に十九世紀後半には急速に出生力が低下し、人口減少による国力の低下や

社会の衰退が懸念されていた²⁾。そして、人口減少への対応として、出生促進政策が様々に実施されていた³⁾。

近年のヨーロッパや東アジアの先進国でも同じような状況が見られる。急激な少子化のもたらす人口減少は社会不安を引き起こし、経済、医療、社会保障などの社会システムの大胆な変更を余儀なくしている。さらに、出産や育児を支援することで出生促進を目指す政策も積極的に展開されている。しかし同時に、各国が行う子育て支援政策にはバリエーションがある。というのは、子育て支援などの家族に関連した政策は一国の文化的背景や歴史的文脈の影響を強く受けるた

め、どんな形の子育て支援を展開するかは国ごとに異なる⁴⁾。

一般的に言つて先進国で行われる子育て支援政策は大きく二つのタイプに分類される⁵⁾。一つ目は出産・育児と仕事の両立を促進し両者を調和させることを意図するタイプで、出産休暇や育児休暇などの休業制度や保育所やベビーシッターなどのチャイルド・ケア・サービスの提供が含まれる⁶⁾。二つ目は子どもを産み、育てるの必要になる経済的コストを補償することを意图とするタイプで、家族手当や児童手当、子育て費用の課税免除などが含まれる。両者の政策の背後には子育てに付随する物質的、非物質的な負担を軽減させることで、出産・育児へのインセンティブを高め、出生を促進を目指すという考えが存在している⁷⁾。

本稿では日本、ドイツ、フランスの子育て支援政策を比較する。まず最初に出産・育児に関連する休業制度とチャイルド・ケア・サービスについて比較を行う。次に、児童手当や課税制度といった経済的支援について三カ国を比較検討する。そして、最後に日本、ドイツ、フランスの出生率を比較し、子育て支援政策と出生率の関連について考察する。

休業制度とチャイルド・ケア・サービス

女性就業率の上昇とともに、出産・育児と仕事の両立は先進諸国で重要な課題になつていている。これら二つの両立を可能にする政策は多岐に及んでいるが中心になつているのは休業制度とチャイルド・ケア・サービスの充実である。表1は、ドイツ、フランス、日本における子育て支援の休業制度を示している。

(1) 休業制度

① 出産休暇

まず、出産休暇の期間については三カ国で大きくは異なつておらず、一四週から一六週の休暇が二四週まで延長され、子どもの多い家族により大きな支援をする方になつてている。他方、ドイツや日本ではこうした出生順位によつて支援水準を変化させる制度は採用されていない。休暇中の所得補償については、フランスとドイツが出産休暇前の給与と同額を支給しているのに對して、日本は給与の三分の二の水準にとどまつてお

り補償額が低い。こうした点から見ると、フランスの出産支援が最も手厚く、日本の支援が最も脆弱である。

②育児休暇

次に、育児休業制度を見てみると、フランスとドイツでは三年間の休暇が与えられるが、日本では一年間、最も延長しても二年間であり前者一カ国と比べて期間が短い。興味深いのは、ドイツでは育児休暇のうちの二年間は子どもが八歳になるまで取得が可能な点である。すなわち、子どもの誕生後一～二年だけでなく、初等教育前期に達するまでの長い間に必要に応じて親は子育てのために就業を中断したり、労働時間を減らしたりすることができる。換言するならば、家族の状況に応じて柔軟な形で育児と仕事を調和することが可能であり、多様な働き方を認める制度になっている。

他方、休業中の所得補償はドイツが給与の六五%、日本が六七%（一八〇日間）と五〇%である。これに対して、フランスでは一ヶ月に約四〇〇ユーロが支払われるだけであり、月額給与の中央値が三〇〇〇ユーロを超えている状況を勘案すると給付水準はかなり低い。しかし、子どもが三人以上の家族では六三八・九六ユーロにまで増額され、出産休暇と同様にフランス

では子どもが多くなると子育て支援が手厚くなつていて、フランスでは育児休業とは別に父親休暇の制度があり、子どもの誕生後四カ月以内に二週間の休暇が父親のみに与えられる。他方、日本やドイツには同様の制度は存在せず、育児休暇を父親と母親が分け合つて取得する。

しかし、日本を見れば一目瞭然なように、育児休暇の取得率は女性の八一・八%に対して男性はわずか三・一%であり、休暇取得が母親に集中し父親の育児参加が極めて低い。これに対してフランスの父親休暇の取得率は六二%で父親も積極的に育児に参加している。すなわち、フランスの政策は子育てを支援する。同時に、父親と母親の育児役割の平等化も指向した制度になつてている。

④看護休暇

子どもの看護休暇については、日本が最も短く年間五日、次いでドイツが一〇日であり、フランスは最も長く、一四日間を取得できる。他方、所得補償はドイツが給与の八〇%で最も高く、次いで日本が六七%で

表1 休業制度の国際比較

| | フランス | ドイツ | 日本 |
|------|---|---|---|
| 出産休暇 | 休暇期間 16週間。2週間は出産前に取得しなければならない。第3子以降は休暇期間が24週間に延長される。 | 14週間。出産前に6週間、出産後に8週間取得する。多胎妊娠の場合はさらに12週間延長される。 | 14週間。出産前に6週間、出産後に8週間取得する。多胎妊娠の場合は出産前14週から取得可能。 |
| | 給付金額 休暇中は月額€3,269を上限として給与の全額を支給。 | 休暇中は給与の全額を支給。 | 休暇中は給与の2/3を支給。 |
| | 休暇取得率 ほぼ100% | ほぼ100% | ほぼ100% |
| 育児休暇 | 休暇期間 子どもが3歳になるまで。父親と母親のどちらが取得してもよい。 | 3年間。このうち24カ月は子どもが8歳になるまでに取得できる。 | 1年間。子どもに特別な事情がある場合や保育所に入れない場合は2年間まで延長可能。 |
| | 給付期間 12カ月。20歳未満の子どもが2人以上いる場合は3年間。 | 1年間。パートタイム就労の場合は2年間。 | 1年間。休業期間を延長した場合は2年間。 |
| | 給付金額 月額€392.09。親がパートタイムで働いている場合は月額€253.47に減額される。子どもが3人以上の場合は€638.96。 | 給与の65%を支給。パートタイム就労の場合はフルタイムとパートタイムの給与の差額の65%を支給。 | 休業開始後180日間は月額426,000円を上限として給与の67%を支給。その後は月額213,000円を上限として給与の50%を支給。 |
| 父親休暇 | 休暇取得率 98～99% | 77.3% | 女性81.8% 男性3.1% |
| | 休暇期間 母親の出産後4カ月以内に2週間。 | 法律に規定なし。 | 法律に規定なし。 |
| | 給付金額 休暇中は月額€3,269を上限として給与の全額を休暇期間に応じて支給。 | 62% | |
| 看護休暇 | 休暇期間 子どもが16歳になるまでに1年間に最低でも3日間取得できる。労働協約によって通常14日程度取得できる。 | 子どもが12歳になるまでに1年間に10日間取得できる。子どもが3人以上の場合は25日間取得できる。 | 子どもが小学校に入学するまでに1年間に5日取得できる。子どもが2人以上の場合は10日間取得できる。 |
| | 給付金額 なし | 給与の80%を支給 | 給与の67%を支給 |

出典：Blum, S., Koslowski, A., and Moss, P. (Eds.). (2017). *13th International Review of Leave Policies and Related Research 2017*. Vienna: International Network on Leave Policies and Research.

厚生労働省 (2017) 『平成28年度雇用均等基本調査』厚生労働省より。

ある。しかし、フランスでは所得が全く補償されない。要するに、休暇期間ではフランスが最も支援が手厚いが、給付水準ではドイツが最も高い。

(2) チャイルド・ケア・サービス

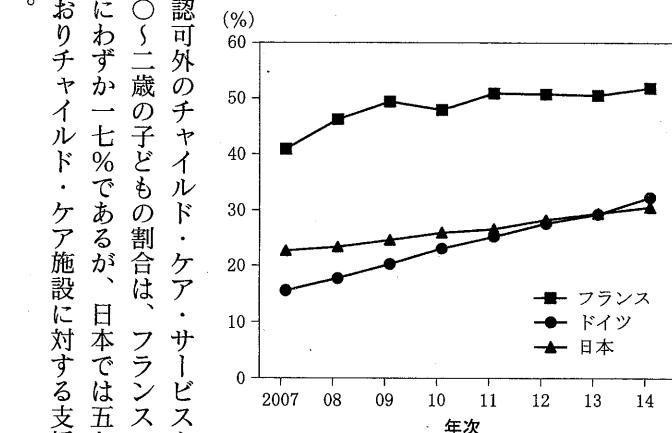
続いて、フランス、ドイツ、日本におけるチャイルド・ケア・サービスについて見てみよう。

図1は、認可されたチャイルド・ケア・サービスを利用している0～2歳の子どもの割合を示している。三カ国とも利用率は徐々に上昇しており、サービスの拡充が図られていることが分かる。特にドイツは2007年には利用率が一五・五%に過ぎなかつたが2014年には三三・三%であり、二倍以上増大している。

これに対して、日本は2007年の二二・六%から2014年の三〇・五%へと八ポイント上昇した過ぎず、ドイツの増加率には及ばない。しかし、全体の水準はフランスの利用率がドイツや日本を大きく超えており、2014年には五一・九%の子どもがチャイルド・ケア・サービスを利用している。

これに加えて、認可外のケア・サービスの利用率にも大きな差が見られる。OECD Family Databaseによ

図1 0～2歳の子どもの
チャイルド・ケア・サービス利用率



出典：OECD Family Database. <http://www.oecd.org/els/family/database.htm> (2017年12月20日閲覧)

●児童手当と経済的支援

子育てへの支援には多様な休暇制度やチャイルド・

ケア・サービスだけでなく、子どもを産み育てるのに必要な費用を補助する経済的な支援もある。代表的な経済的支援としては一定の金額を親に給付する児童手当や家族手当が挙げられる。表2はフランス、ドイツ

、日本の児童手当を比較したものである。

(1) 給付期間と給付額

まず、給付期間については、フランスでは子どもが二十歳まで、ドイツが十八歳までの長期にわたる支援を行っているのに対し、日本では中学校を卒業すると給付は終了し、支援する期間が相対的に短い。

同様の傾向は給付金額にも現れている。フランスでは子どもが二人いる場合、子ども一人あたり一三〇・五一ユーロ（約一万八〇〇〇円）が親に毎月給付される。ドイツでも第一子と第二子の支給額は毎月一九二ユーロ（約二万六〇〇〇円）である。しかし、日本では三歳未満の子どもには月額一万五〇〇〇円、それ以降は月額一万元に減額されてしまう。

表2 児童手当の国際比較

| 給付期間 | フランス | ドイツ | 日本 |
|--|--|---|-----------------|
| 子どもが働いていない場合は20歳まで。ただし、子どもが2人以上いるのが条件。 | 18歳以下の子どもも。子どもが働いていない場合は20歳まで、子どもが就学中の場合は24歳まで延長される。 | 3歳未満は月額15,000円。3歳から小学校修了までは第一子、第二子は月額10,000円。第三子以降は月額15,000円。中学生は一律月額10,000円。 | 子どもが中学校を卒業するまで。 |
| 子ども2人の場合、月額€130.51。 子ども3人の場合、月額€297.72。 子ども4人以上は1人につき月額€167.21を加算。 14歳以上の子ども1人につき月額€65.25を加算。 | 第一子と第二子には月額€192。 第三子には月額€198。 第四子以上は月額€223。 | 3歳未満は月額15,000円。3歳から小学校修了までは第一子、第二子は月額10,000円。第三子以降は月額15,000円。中学生は一律月額10,000円。 | |
| なし | なし | なし | なし |

出典：European Union. <https://europa.eu/europe/citizens/family/children/benefits/> (2017年12月20日閲覧)

Centre of European and International Liaisons for Social Security. <http://www.cleiss.fr/> (2017年12月20日閲覧)

内閣府 (2017). 『リーフレット「児童手当」(平成29年度版)』内閣府

物価水準は国ごとに異なり、子育てにかかる費用も同一ではない。したがって、厳密な比較は難しいが、日本の児童手当の水準がフランスやドイツよりやや低いことは間違いないだろう。さらに、フランスやドイツでは児童手当に所得制限がないが、日本では所得額によって児童手当が受け取れない場合がある。実際、子ども一人では六九八万円、三人では七三六万円を超

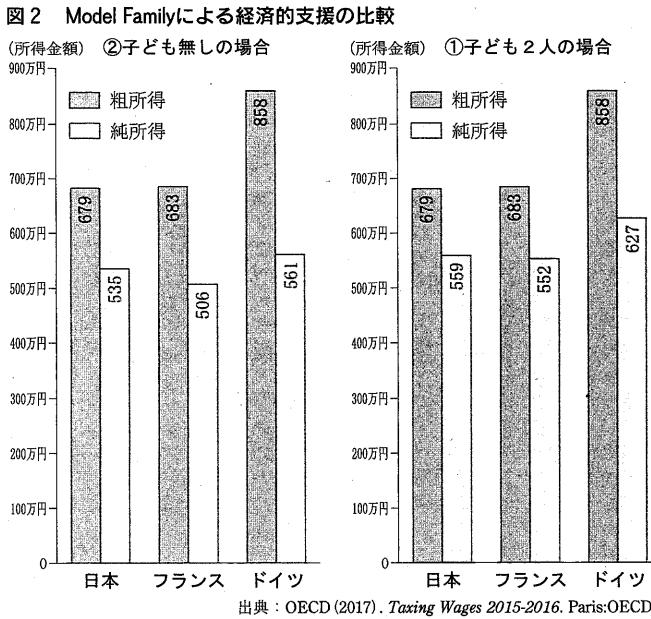
える所得があると児童手当は支給されない。

こうした点から見ると、フランスやドイツと比べて日本では児童手当が子育て自体の費用の支援よりも低収入の親への所得補償という再分配政策の意味合いが強いと言えよう。

Model Family

子育ての経済的支援は児童手当のみではなく、子どものいる家族に対する課税控除や税額控除など重層的で多様な支援として行われている。⁽⁹⁾したがって、経済的支援の比較を行うには、児童手当のみではなく、様々なチャンネルを通じて行われる経済的支援をトータルに把握し比較する必要がある。そこで、本稿ではこの点を考慮し、OECDのModel Familyを用いて検討を行う。

Model Familyは配偶関係、所得、子ども数などによつていくつかの典型的な家族タイプ（＝Model Family）を設定する。そして、Model Familyが受け取る「粗所得（社会保険料や税金を差し引く前の所得額）」と「純所得（粗所得から社会保険料や税金を差し引き、子どもや家族に対する経済的支援の合計金額を加えた後の所得）」を比



はる口一夕ハなニ育てハの経済的支援の方途になら
同様の分析ニシテ、ソニツハ二三行のニ从ラニハニシ

が二人いる①の家族の粗所得は約八五八万円（六万三
五八五ユーロ）、家族が実際に受け取る純所得は約六二

三一万円、粗所得の減少率は二六・九%である。一方、家族に子どもがいない②の場合、粗所得は約八万円、家族が実際に受け取る純所得は約五六一万円（四万一五七三ユーロ）であり、両者の差額は二九七万円、粗所得の減少率は三四・六%にまで増大し、子どものいらない家族の減少率がかなり高い。

こうした結果を見る限り、フランスもドイツも子どものいらない家族と比べて子どものいる家族で所得減少率がかなり少なく経済的支援を積極的に行つてている。

これに對して、日本は子どものない家族と子どものある家族の純所得額の差額がかなり少ないと、具体的には、子どもが二人いる①の家族の粗所得は約六七九万円であるが、実際に受け取る純所得は約五五九万円であり、両者の差額は一二〇万円、粗所得の減少率は一七・七%である。これに對して子どもがない②の場合、粗所得は約六七九万円、純所得は約五三五万円であり、両者の差額は一四四万円、粗所得の減少率は二二・二%である。

したがって、フランスやドイツと比べて日本では、子どもがいても、いなくても、実際に受け取る所得額

較することで、経済的支援の水準を全体として比較検討する。

三分の一を稼ぎ、子どもがない家族、の二つのタイプを設定している。

まず、フランスでは①の子どもが二人いる家族の粗所得は約六八三万円（五万六〇六ユーロ）であるが、家族が実際に受け取る純所得は約五五二万円（四万九四五ユーロ）になつていて。すなわち、一三一万円が粗所得から控除され、粗所得は一九・二%減少する。他方、子どもがない②の家族の粗所得は約六八三万円で同額であるが、実際に受け取る純所得は約五〇六万円（三万七五三一ユーロ）になり、一七七万円が差し引かれる。この場合の粗所得の減少率は二五・九%に達し、子どもがいる家族より減少率が大きい。すなわち、①のタイプの控除額一三一万円と②のタイプの家族の控除額一七七万円の差額四六万円がフランスにお

図2は、フランス、ドイツ、日本のModel Familyの粗所得と純所得を示したものである。このグラフではModel Familyとして①親の一方が平均所得を稼ぎ、他方が平均所得の三分の一を稼ぎ、子どもが一人いる家族、②親の一方が平均所得を稼ぎ、他方が平均所得の三分の一を稼ぎ、子どもがいない家族、の二つのタイプを設定している。

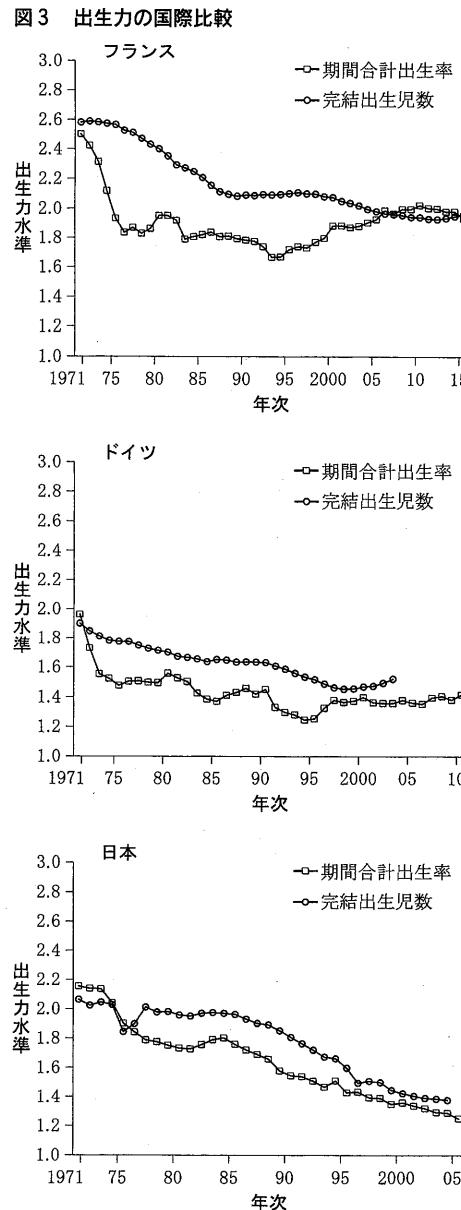
にわずかな差しかない。こうした日本の特徴は、子どものいる家族へのトータルな経済的支援が相対的に低い水準であることを示唆している。

子育て支援と出生力

少子化が進むヨーロッパや東アジアの先進国では子育て支援政策に出生力上昇効果が期待されている。出生力の指標としては期間合計出生率（合計特殊出生率）が使われることが多い。しかし、この指標は Synthetic Cohort（同時出生集団ではなく、異なる出生集団を合成したコードホート〔注1〕）によって計算されるため母親の出産タイミングの変化に影響されてしまい、必ずしも出生力水準の適切な尺度ではない。

例えば、丙午の一九六六年の期間合計出生率は一・五八まで低下したが、これは少子化に起因するのではなく、この年に子どもを産むのを避け出産タイミングをずらしたのが原因である。このように期間合計出生率は母親の出産タイミングよって、出生力に変化がなくとも変動してしまう。

したがって、期間合計出生率の変化は出産タイミングによつて生じている可能性



注：出生コードホートの年次は「出生年-30」で示した。
出典：Human Fertility Database. <http://www.humanfertility.org/cgi-bin/main.php>. (2017年12月20日閲覧)

た痕跡はほとんど見られない。

が高い。したがって、図3を見る限り「手厚い」と言われるフランスの子育て支援は必ずしも出生力を反転上昇させるほどの効果はなく、現状を維持するにとどまっていると考えられる。

ドイツについては一九七〇年代前半に期間合計出生率が低下し、その後は低水準で推移している。完結出生児数も同様に一九四六年出生コードホート以降、着実に低下している。日本は一九九四年に「エンゼルプラン」、一九九九年に「新エンゼルプラン」、二〇〇二年に「少子化社会対策基本法」、二〇〇四年に「子ども・子育て応援プラン」と立て続けに子育て支援政策を展開してきている。しかし、出生力のトレ

グによるものか、出生力水準によるものか区別するこ
とが困難である。これに対しても出生コードホートの完結
出生児数（注2）は出産タイミングの影響を受けない
出生力の指標であるが、値が確定するまで長い時間を
必要とする欠点がある。これらの点を考慮して、本項
では二つの指標を併用して子育て支援と出生力の関連
を検討する。

期間合計出生率と完結出生児数の比較

図3はドイツ、フランス、日本の期間合計出生率と完結出生児数を示している。まず、フランスを見てみると、一九七〇年代初頭から低下し始めた期間合計出生率は一九九五年頃から反転し上昇している。実際、一九九五年の期間合計出生率は一・七一であるのに対して、二〇一〇年には二・〇二にまで上昇している。しかし、この変化だけからフランスの子育て支援政策が少子化を食い止めたと判断するのは早計である。フランスの完結出生児数は一九五〇年代出生コードホートから低下し始め、一九六〇年代以降のコードホートはほぼ同じ水準で推移している。つまり、一九九五年頃からの期間合計出生率の上昇は出産タイミングの変化によつて生じている可能性

ドから判断する限り、これらの政策は出生力の上昇をほとんどもたらしていない。

子育て支援の未来

少子化が進行するヨーロッパや東アジアの先進国では積極的に子育て支援政策が実施されている。本稿でフランス、ドイツ、日本の三ヵ国を取り上げ子育て支援の国際比較を行った。

まず第一に、休業制度については全体としてフランスの休暇時間が長く、休暇中の給付金額も相対的に大きく、出産・育児への支援水準が高い。加えて、フランスには父親休暇の制度があり、両親が共に子育てに積極的に関与することを促進している。ドイツは、休暇期間はフランスに近い水準である一方で、休暇中の所得補償がやや低い。日本は、フランスやドイツと比べて、休暇期間と所得補償の両方において支援の水準が低い。加えて、育児休暇の取得が圧倒的に母親に偏つており、子育てにおけるジェンダー間の格差が大きい。

第二に、チャイルド・ケア・サービスの供給につい

てもフランスが最も充実しており、改善傾向にあるもののドイツと日本の充実度は相対的に低い。また、日本は認可外のチャイルド・ケア・サービスの利用率が著しく高く、この点においても子育て支援が脆弱である。

第三に、家族手当についても、ドイツやフランスと比べて日本の支援水準が低い。しかし、三ヵ国とも家族当たりの子ど�数が増えるほど給付額が増加する点は共通している。さらに、所得を比べても、ドイツやフランスでは子どものいる家族に対しては、税金の控除や多様な手当の支給によって可処分所得の低下を少なくしている。これに対して、日本では子どもがいる場合もいない場合も実収入に対する可処分所得の割合がほぼ同じであり、税金や社会保障による出産・育児への経済的支援の水準が低い。

しかしながら、注意しなければならないのは、子育て支援政策と出生力に明確な関連が見られない点である。実際、これまで出産・育児支援の出生促進効果については数多くの研究がなされているが一貫した結果は得られていない。^{10)~13)} なるほど、旧ソ連や社会主義時代の東ヨーロッパ諸国では強権的な政策で一次的に出生率

の上昇^{14)~15)}が生じたが、長期的に高い水準は維持されていない。

こうした強権的な政策は独裁的な社会主義体制では可能であるが、民主的国家では実施不可能である。また、スウェーデンにおいても、高い出生率が手厚い子育て支援政策に起因するのか、それとも出産・育児を社会的に支援する文化的・歴史的背景に起因するのか明確には分かつていない。¹⁶⁾

さらに、イギリスの人口学者Kathleen Kiernanが述べるように、サツチャヤー政権時代のイギリスは出産・育児は家族の「私事」に属するという原則に基づき子育て支援に冷淡であつたが、子育て支援政策が手厚かつたフランスとほぼ同じ出生率であつた点を考慮すると政策的支援の出生促進効果に疑問が生じる。¹⁷⁾

また、仮に子育て支援が出生を促進するとしても、その効果が小さければ実質的には少子化対策にならない。例えば、Gauthier and Hatzius¹⁸⁾は先進諸国のデータに基づき家族手当を二五%上昇させると期間合計出生率が〇・五六%上昇すると推計している。この分析結果に基づくならば、日本の児童手当を一〇〇%増加しても一・四である期間合計出生率は〇・〇三[ボイント]しか上昇しない。仮に期間合計出生率を一・八にま

で上昇させるには一三〇〇%の増加が必要になる。これだけの増額は財政的に無理である。

しかしながら、こうした知見は子育て支援の縮小や放棄を是認するものではない。むしろ、子育て支援は、仕事と家庭の柔軟で多様な選択の確保や就業機会の均等の保障を目的として推進されるべき政策である。⁶⁾重要なのは、出生促進とは無関係に、子育て支援がライフ・スタイルの多様な選択を保障し、ライフ・チャンスの平等化の促進を目的として展開されることであろう。

[注]

1) コーホートとは、同じ期間に生まれたり、結婚したりした集団。

2) 完結出生児数とは、同時出生集団が出産可能な期間の終わりまでに産んだ子どもの数。

【文献】

1) 国立社会保障・人口問題研究所『平成25年度認可外保育施設の現況取りまとめ』国立社会保障・人口問題研究所、二〇一七年

2) Teitelbaum, M. S., & Winter, J. M. (1985). *The Fear of Population Decline*. Orlando: Academic Press.

○Spengler, J. J. (1938). *France Faces Depopulation*. London:

Greenwood Press.

○Esping-Andersen, G. (1999). *Social Foundations of Postindustrial Economics*. Oxford: Oxford University Press.

○Hecht, J., & Leridon, H. (1993). Fertility Policies: A Limited Influence? in D. Noin & R. Woods (Eds.), *The Changing Population of Europe*. pp.62-75. Oxford: Blackwell.

○OECD. (2007). *Babies and Bosses: Reconciling Work and Family Life*. Paris: OECD.

○Hantrais, L., & Letablier, M.T. (1996). *Families and Family Policies in Europe*. London: Longman.

○厚生労働省『平成25年度認可外保育施設の現況取つあふる』厚生労働省 110-154号

○シルバール・キャロー「トトロス」における出生率の動向と家族政策」国藤誠(編)『先進諸国の人口問題』東京大等出版社 一九九六年、一九五—111頁

○Gauthier, A. H. (2007). The Impact of Family Policies on Fertility in Industrialized Countries. *Population Research and Policy Review*, 26, pp.323-346.

○Harknett, K., Billari, F. C., & Medalia, C. (2014). Do Family Support Environments Influence Fertility? *European Journal of Population*, 30, pp.1-33.

○Luci-Greulich, A., & Thévenon, O. (2013). The Impact of Family Policies on Fertility Trends in Developed Countries. *European Journal of Population*, 29, pp.387-416.

○McDonald, P. (2006). An Assessment of Policies that Support Having Children from the Perspectives of Equity. Vienna Yearbook of Population Research, Vol.2006, pp.213-234.

○Büttner, T., & Lutz, W. (1990). Estimating Fertility Responses to Policy Measures in the German Democratic Republic. *Population and Development Review*, 16, pp.539-555.

○Teitelbaum, M. S. (1972). Fertility Effects of the Abolition of Legal Abortion in Romania. *Population Studies*, 26, pp.405-417.

○Hoffmann, D. L. (2000). Mothers in the Motherland. *Journal of Social History*, 34, pp.35-54.

○Hoem, J. M. (2008). The Impact of Public Policies on European Fertility. *Demographic Research*, 19, pp.249-260.

○The Economist. (1991). Europe's Missing Babies. *Economist*, Vol.320, No.7718, pp.41-42.

○Gauthier, A. H., & Hatzis, J. (1997). Family Benefits and Fertility. *Population Studies*, 51, pp.295-306.

○Blum, S., Koslowski, A., & Moss, P. (Eds.). (2017). *13th International Review of Leave Policies and Related Research 2017*. Vienna: International Network on Leave Policies and Research.

雑誌情報

- ◆月刊誌・季刊誌
子の心を元気にする先生―特集(児童心理・金子書房)
「特別の教科 道徳」の評価はいかへあるぐれ
か―緊急特集(道徳と特別活動・文渢堂)
道徳主任&道徳教育推進教師の仕事術―
特集(道徳教育・明治図書出版)
学び続ける保育者―特集(幼児教育じば
く・全国国公立幼稚園長会)
道徳科の全面実施に向けて―特集―(初
等教育資料・東洋館出版社)
「深く学び」を達成する生活科の授業と
は―特集(学校教育・広島大学附属小
学校内学校教育研究会)
新春対談―特集(小学校時報・第一公報
社)
中学校教育70年記念式典―第68回全日本
中学校長東京大会―特集(中学校・全
日本中学校長会)
「特別の教科 道徳」の全面実施に向けた
指導の改善―特集(中等教育資料・学
事出版)
○○一〇八年、高校教育の論点―特集(用
刊高校教育・学事出版)
これから道徳教育と評価―特集(指導
者世代の読書ばくまー特集(学校圖
書館・全国学校圖書館協議会)
アジアの包括的生徒指導から学べるいじ
みわ出版社)
- 「教育と医学」が扱う分野と関連
のある雑誌(1月号)の特集名
(雑誌名・発行)
- 人生100年設計構想時代の社会教育戦
略―特集(社会教育・全日本社会教育
連合会)
- 「教育実践」への誘い/指導とケアの狭
間―特集(教育・教育科学研究会)
高大協力による地域人材育成ブローグラム
—69号特集(青少年問題・青少年
問題研究会)
- 日本の将来を語る―特集(日本教育・日
本教育会)
- これから更正保護―論説(更生保護・
日本更生保護協会)
- 刑事施設におけるロロモナティック・ハ
ロームへの対応―投稿(刑政・矯正協会)
生徒指導体制を見直す―特集(月刊生徒
指導・学事出版)
- 知識が「つながる」授業―特集(教育研
究・初等教育研究会)
- 新学習指導要領の移行に向けて―特集
(学校運営・全国公立学校教頭会)
- 明江を囲む日本の教育像―1・2合併
号特集(教育展望・教育調査研究所)
- 日本人学校における現地理解の取り組み
―特集(海外子女教育・海外子女教
育振興財团)
- 「看護・日本看護協会出版会」
「育てて世代への切れ目ない支援―特集1
書房)

子どもの育ちを教育・心理・医学から探る 教育と医学

2018.3 第66巻3号

目次

連載

- 名画に見る教育と医学▼『歩いても歩いても』
カレント・トピックス▼2016年度「子供の学習費調査」
特別支援教育のページ▼久里浜だよりII発達障害教育の推進に向けた情報普及と理解啓発
子どもへの防災教育を考える
発達の遅れのある子に災害をどう教えるか
子どもと考える災害への備え

| 卷頭隨筆 | 特集1 ■ 子育て支援のこれから | 特集2 ■ 子どもと考える災害への備え |
|------------|---------------------------------|---------------------|
| 支援マインドを今一度 | 親子関係と子育て支援——分離的支持・少し離れてしっかりサポート | 子どもへの防災教育を考える |
| | 共働き家庭に必要な子ども・子育て支援とは | 発達の遅れのある子に災害をどう教えるか |
| | 子育て支援政策の国際比較——日本・ドイツ・フランスを中心にして | 子どもと考える災害への備え |
| | フインランドのネウボラに学ぶ | |
| | 保育の場における子育て支援の独立性とその課題 | |
| | 子育て支援における心理臨床の役割 | |
| 大日向雅美 | 渡辺秀樹 | 高橋睦子 |
| 久保桂子 | 福田亘孝 | 亀崎美沙子 |
| 波田野茂幸 | 波田野茂幸 | 北村弥生 |
| 豊沢純子 | 豊沢純子 | 富田和巳 |
| 阿部 洋 | 阿部 洋 | |
| 北村弥生 | 74 65 | 74 65 |
| 富田和巳 | 52 44 36 22 14 4 2 | 13 60 |

教育と医学関連の雑誌情報

35 / 特集題目一覧 86 / 編集後記

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

表紙・本文レイアウト 岩谷純介ほか

会員募集

特定非営利活動法人 日本肢体不自由教育研究会 編集

実践研究誌 肢体不自由教育

B5判 64~68ページ
年5回発行

◆ 平成30年度 特集テーマ ◆

- 第235号(平成30年5月発行) コミュニケーション力を育てる
第236号(平成30年9月発行) 授業で生かす教材・教具
第237号(平成30年11月発行) 専門性を育む(大会特集号)
第238号(平成31年1月発行) 医療的ケアにおける職種間連携
第239号(平成31年3月発行) 新学習指導要領と肢体不自由教育

本誌は、「特別支援教育」への変革に即応するテーマに沿って編集される教育実践研究誌です。学校現場の教員を中心とする日本肢体不自由教育研究会の機関誌として編集され、研究会会員に優先的に配付されます。

- ◆会員(年額) 一般会員 4,000円 / 賛助会員 10,000円
◆入会のお申込み先 特定非営利活動法人 日本肢体不自由教育研究会
〒173-0037 東京都板橋区小茂根1-1-7 TEL&FAX / 03-3530-2453
振替口座00160-9-116379

新刊図書のご案内 知的障害者の福祉の向上を目指す月刊誌

知的障害者の意思決定支援ガイドブック 現場で活かせる 意思決定支援

- 目次 序章 今こそ求められる意思決定支援／第1章 知的障害者支援の歴史と制度の展開／第2章 障害のある子どもからみた意思決定支援／第3章 意思決定を支援する／第4章 支援現場における意思決定支援／第5章 意思決定支援の共通基盤／終章 意思決定支援とソーシャルワーク

2017年7月刊行

- 日本知的障害者福祉協会 知的障害者の意思決定支援等に関する委員会 編
●A5判 ●186ページ ●定価 1,836円(税8%込)

Support さばと

3月号(3月15日発行)
特集・社会福祉法人改革がもたらした効果と課題

4月号(4月15日発行)
特集・[座談会]次代を担う私たちからの提言——これからの人材育成・確保——

5月号(5月15日発行)
特集・新しい制度を考える
——スタートを迎えて部会からの提言——

- 毎月15日発行 ●A4判 68ページ(通常号)
●1部 596円(税8%・送料込)
●年間購読料 6,480円(購読期間 4月号～翌3月号 税8%込)
＊＊ご希望の方には、見本誌を贈呈いたします！＊＊

ご注文は書店または 公益財団法人 日本知的障害者福祉協会
当協会出版部まで

〒105-0013 東京都港区浜松町2-7-19 KDX浜松町ビル6F
TEL 03-3438-0466(代表)・0467(出版部) FAX 03-3431-1803 http://www.aigo.or.jp/